

## 第6回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年6月27日(火)

午後6時半～8時20分

場 所：本館6階 執行部控室

出席者： 【委員】50音順

会長代理	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	河田 瑠子	うちの実家代表
	木戸 八一	公募委員
	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA 連合会会長

【事務局】

	広橋 正博	社会福祉協議会事務局長(地域自治部会長)
	西 和男	政策推進室長
	熊倉 淳一	企画課長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	寺田 稔	政策推進員 ほか

---

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 自治基本条例の検討について

全体スケジュールについて

**西政策推進室長**

～資料説明～

**小川会長代理**

自治基本条例の制定自体はそう難しいことではない。市民への周知が最も重要であり困難である。

地域審議会や、その後を継ぐ区自治協議会準備会の意見を聴取できれば、議論の広さの面ではある程度補えているのではないか。

**河田委員**

スケジュール案に議会の関係は示されていないが。

**西政策推進室長**

議会へはその都度ご報告させていただくこととしているが、議会への条例案の上程ありきではなく、必要な議論をしっかりと押さえて検討を進めていただきたいと考えている。

また、本条例には、議会の責務に関する規定など、私ども執行部として検討しにくい部

分もあるので、そうした部分について議会側による検討をお願いしていく予定である。

各市の制定状況及び市の検討の概要について

#### **寺田政策推進員**

～資料説明～

#### **小川会長代理**

自治基本条例の制定は、全体で34自治体しかない先進的な取組みであり、政令市になろうとする新潟市が取り組む意義は大きい。

合併の際、旧市町村の住民には、「飲み込まれてしまうのではないか」といった不安が大きかった。そのため、合併時には、そうではないんだということを旧市町村の住民の方々へ重ね重ね説明し、都市内分権、いわゆる分権型政令市という仕組みが今必要となっている。合併の一番大事なところということができる。

そういった趣旨を踏まえれば、時間が少ない中でもやっていかなばならないかと思う。

#### **塩田委員**

私も合併された側の人間ということができるが、合併の際に分権型政令市を指し示す大きな方向として、区の自治協議会の設置と自治基本条例の制定の二つがあったと考える。

事務局への確認であるが、区自治協議会と自治基本条例の上下関係はどうなっているのか。さらに、マニフェストに定められる分権型政令市は自治基本条例なくして果たして成り立つものなのか伺いたい。

また、自治基本条例の制定状況をみると政令市では2市だけとなっている。大きな自治体ではその理念がなかなか市民まで伝わってこないのではないかと。

#### **寺田政策推進員**

区自治協議会と自治基本条例の上下関係についてご説明させていただく。

望ましいあり方は、自治基本条例の中で区自治協議会の理念を規定し、別に設置条例を定める同時提案型と考える。もう一つのあり方として、法令に基づき区自治協議会の設置条例を定め、後追いというかたちで自治基本条例に盛り込んでいくものである。

#### **西政策推進室長**

マニフェストと自治基本条例の関係についてご説明させていただく。

政令市移行により区政に取り組んでいく中で、改めて分権型政令市に必要な自治の仕組みを盛り込んでいくという考え方もあり、自治基本条例がないから分権型政令市が成り立たないという訳ではない。

また、政令市では自治基本条例の趣旨が市民へ至らないのではないかとのご指摘についてであるが、自治基本条例は本来、市民の発意によるものが望ましいと考えている。既存の政令市のような大きな自治体では、なかなか個々の市民の意見が集約しきれないといった側面があるのではないだろうか。

#### **河田委員**

自治基本条例の基本的枠組みの中で、区自治協議会の規定については、もっと大きなもの、前面にできるものではないかと感じている。区自治協議会にはコミュニティ協議会の代表も構成に含むことから、住民組織の最高機関と位置づけることができるのではないかと。

#### **小川会長代理**

例えば、上越市の地域協議会は、代表の選出を住民の選挙で行なっている。そういった

意味からは、従来の審議会型の枠を越えているものもあるとすることができる。

#### **河田委員**

パブリックコメント等と同様に、区自治協議会は住民の声を聴く仕組みであり、住民の権利のようなものと感じるのだが。

#### **眞谷委員**

河田委員のおっしゃることは、区自治協議会は住民の声を聴く代表機関であるから、自治基本条例の枠組みにおいても、「区における住民自治」の中の一項目ではなく、もっと自治の理念や根幹の部分で謳うべきとのご発言と解する。

区自治協議会の重要性を考えれば、河田委員のお考えももっともであると思うが、日本は議会制民主主義の国家である。自治体においても同様に、法的に市民の代表と位置づけられるのは、議決権を有する議会だけである。

こうしたことを鑑みれば、区自治協議会の規定はこの位置・順番で適当ではないかと考える。市民の代表はあくまで選挙を経た議会であり、だからこそ議会は当然にその責を負うのだということを再度強調するため、川崎市では敢えて議会制民主主義について規定している。

私の所属する4区では、コミュニティ協議会の意義がなかなか理解されず、当初は組織化も遅れていた。一方、同じ区域内にある亀田、横越地区では小学校区単位でコミュニティ協議会の設立が進んだ。区自治協議会の概要が見えてくるとともに、そこで初めて、コミュニティ協議会の重要性に気が付いた。幸いにも4区では、亀田・横越という旧市町村と一緒にすることで刺激を受け、旧新潟市民は自分たちの求める自治について初めて考える事が出来たのではないだろうか。

自治基本条例を政令市で3番目に作ったという快挙を、是非各種メディアを通じて全国並びに新潟市民へ広く発信し、50万人の旧新潟市民の意識を変えていかなくてはならない。必要な議論を踏まえつつ、出来るだけ早く条例を作って、早く市民へ周知するべきだと考える。

また、自治基本条例の構成については、自治体の憲法と位置づけられるものであることから、基本理念をしっかりと押さえ、そこに定めることができれば良いのではないか。

#### **木戸委員**

事務局に、パブリックコメント制度など本市における個別制度の条例又は要綱等対応状況について再確認したい。

#### **寺田政策推進員**

コンプライアンス体制の整備など個別条例と表記されているものは、条例により既に対応済みなものであり、パブリックコメント制度など要綱対応と表記されているものは、条例とはいかないまでも要綱を定め運用されているものである。こうしてご覧頂くと、本市においては個別制度の整備は一定に進んでいる事がうかがえる。

#### **小川会長代理**

条例ということもあり、難しい言葉が多い。これから具体的な論議を進めていく上でも、市民が分かり易い言葉で書くという事が大事な視点となる。

事務局より示された「盛り込むべき項目及びその内容(案)」については、各自次回までにご確認いただきたい。

今後の地域自治委員会の進め方について

**中澤政策推進担当課長**

～資料説明～

**眞谷委員**

具体的内容の検討の流れとして、最後に前文の検討で良いか。前文に書くのか条文に書くのかによって大きな違いがある。例えば、静岡市では最高規範性を前文に、川崎市では国県との対等性を前文に定めている。

**中澤政策推進担当課長**

全てを固定化するのではなく、検討を進める中で「これは前文に」というものがあれば、そういったものをストックして総合的に検討を行いたい。

**小川会長代理**

このスケジュールで順調に進めれば、検討の時間が足りないという訳ではないと思う。本条例の主体であり、受け取る側の市民に条例を共有する時間が足りないといったことがないように、検討スケジュールに関わらず、出来るものは前倒しで検討を進めていきたい。それでは、進め方等については事務局案によることといたします。

(2) その他

次回会議日程について

以上

3 会議資料

次第

資料1 (仮称)新潟市自治基本条例制定スケジュール(案)

資料2 今後の地域自治委員会の進め方(案)

資料3 (仮称)市民検討会(案)

資料4 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組(案)の概要

資料5 (仮称)新潟市自治基本条例の基本的枠組

(盛り込むべき項目及びその内容)について(案)

参考資料1 各都市における自治基本条例等の制定状況一覧

参考資料2 各市における条例条文規定項目一覧

参考資料3 川崎市自治基本条例

参考資料4 静岡市自治基本条例